**洋野町の魅力堪能ツアー開発販売業務委託**

**公募型企画コンペティション審査要領**

**１．趣旨**

　「洋野町の魅力堪能ツアー開発販売業務委託」の公募型企画コンペティションの実施にあたり、その審査の具体的な取扱いについて定める。

**２．審査**

　⑴審査委員会

　　審査は、副町長、総務課長、企画課長、特定政策推進室長、水産商工課長、地域振興課長の計６人で組織する審査委員会において行う。

　⑵選定方法

　　①審査実施

　　　各応募者が提出した提案書類の内容に応じて、各選定委員の採点の集計をもとに全体で意見交換し確認を行ったうえで、最も優れた提案の応募者を契約候補者として選定する。

　　②採点・選定

　　　採点及び選定については、次のとおりとする。

　　　・提案書及びプレゼンテーションにより採点する。

　　　・配点100点は審査委員１人の点数とし、評価点合計は100点×６人の計600点を満点とする。

　　　・審査基準により提案評価を行い、評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、「④提案書の内容（計70点）」の得点順とする。

　　③審査基準

　　　審査基準については、別紙「審査基準書」のとおりとする。